

意見 No.	意見						
	計画(案)対象箇所				意見		
	ページ 番号	行 番号	章	項目			
1	4	12	第1章	3	—	—	「持続可能な消費社会の実現に向けた社会的課題を解決するためには………不可欠な状況となっている」ということが、背景として記載されていることは重要であり、賛同する。しかし、計画案に記載されている具体策では、食品ロスと海洋プラスチックがクローズアップされ、他の地球環境的課題が軽視されているように感じられる。とりわけ世界では脱炭素に向けた取り組みが急がれていることを認識すべきであり、本基本計画にそのことがほとんど記載されていないことは非常に問題である。
2	8	20	第2章	2	(2)		台風、豪雨・豪雪の増加、真夏日の増加に関しては、地球温暖化による気候変動の影響が大きい。私たちのくらしが気候変動につながり、災害の多発に繋がっていることを認識している文章に変更すべき。
3	9	14	第2章	2	(3)		「消費者の行動は経済社会に大きな影響を与えるものであり、特に食品ロスの削減、海洋プラスチックごみ削減及び、、、」と記載してあるが、「特に」の前に「省エネや再生可能エネルギーの選択などのCO2の削減」を入れるべきである。 ＜理由＞省エネ家電の購入はもとより、電力自由化により消費者にも再エネを選択し拡大していくことが可能となったことから、これらも重要な商品選択の視点であるため。
4	30	21	第5章	2			「このため～キャンペーンに係る取り組みなど、地域の活性化や……」⇒「このため、地球温暖化や資源枯渇、生物多様性などの地球環境問題にかかる取り組み、食品ロスや海洋プラスチック削減にかかる取り組み、地域の活性化や……」と修正することを提案する。 ＜理由＞21～25の文章が長く、メッセージが伝わりにくい。「プラスチック・スマート」キャンペーンの説明は2.(2)に記載されているので、ここに長い説明を入れる必要はないのではないかと考える。また、食品ロスや海洋プラスチックなどの問題を挙げるなら、地球温暖化(気候変動でも可)や生物多様性保全などの課題も挙げ、エシカル消費のカバーする範囲をイメージできる文章とすべきと考える。

意見 No.	意見					意見
	計画(案)対象箇所					
5	31	2	第5章	2	(2)	「資源やエネルギーの循環的利用により」⇒「再生可能エネルギーの選択や省エネルギー、省資源、資源の循環的利用により」と修正することを提案する。 ＜理由＞「エネルギーの循環的利用」は何を指しているのかよくわからない。温室効果ガス削減には再生可能エネルギーの拡大や省エネルギーが必要である。また、資源は循環して使うことも重要だが、3Rの基本的な考え方として、まずはリデュースが重要である。
6	32	20	第5章	3	(1) ③	利便性は有難いが、AI・IoTへのリスクや漠然と感ずる不安、マイナス感の声も出ている。これらを解決するために、安全性はもとより、事故が発生したときの責任は誰が負うのかなど、責任の所在を明確化するためのルール作りが早急に求められる。政府が有識者会議「人間中心のAI社会原則検討会議」で議論されたAI(人工知能)に関する7つの原則を基に、昨年(2019年)6月の20か国・地域首脳会議(G20サミット)で決定した「AIルール」、基本的人権を脅かさないよう人が制御し、人に役立つことを前提とする「人間中心」を原則にするを消費者庁も積極的に関与して推し進めていただきたい。
7	33	3	第5章	3	(1) ②	特に GAFA と呼ばれる巨大 IT 企業に個人情報が集約的に集められ、そこからの個人情報管理が問題になっていることから、特に早急な法整備が必要不可欠である。知人が、「テニスシューズをネットで購入したが、その後、テニス商品の割引セール広告は勿論のこと、旅行会社から海外でのテニスの試合観戦ツアーの案内まで送信されてくる。完全に私の趣味情報が勝手に使われている。削除できないか。」と相談を受けたことがある。事業者に向けて、収集した個人情報は管理を厳重し、適切な活用を厳守するよう法整備をすすめ、健全なネット社会を構築していただきたい。
8	18	26	第4章		(2) —	消費者行政を担う人材の育成の中に「消費者行政の中核機関としての役割を担える人材の登用・育成を図ると」あり国民生活センター・地方・弁護士等の専門家等が挙げられているが、何より『消費者庁』の人員の増加を望みたい。特に法律を制定するだけでなく『法を執行できる人材』を期待したい。法案起案者だけでなく行政一般に必要な交渉力・説得力・ファシリテーション力等に優れた行政マンとして人材の育成を図ってほしい。
9	19	23	第4章		(3) —	『消費者行政』の中心的役割を担う消費者庁の財政の増加に努力をはらって欲しい。他の省庁から比較するとその金額はあまりに少ないため人材の増加もままならない状況はその財政基盤にあり、消費者庁の財政増加を努力を望みたい。

意見 No.	意見					
	計画(案)対象箇所					意見
10	23	37	第5章	1	(2)	① 特商法、預託法、景品表示法、消費者契約法等消費者庁所管の法律の中でも日々新しい消費者被害を生じさせる事態が出ている。消費者庁が主務官庁である法律に抵触する事業者に対して速やかな法執行を望みたい。被害の拡大を招く恐れがあるときには現行の法律の中でできるだけ早期に消費者への注意喚起、さらに事業者に警告等や業務停止を命ずるべきである。
11	30	35	第5章	2	(1)	食品ロスに関する取組について、食品ロス削減を包含した食育の場を、学校のみならず職域や自治会などにまで広げることが肝要と考えます。そのためには、行政、事業者、マスコミ、消費者の連携が必要です。
12	全般					消費者基本計画は、消費者政策推進の基盤となる大変重要な計画と認識している。ところが今回の「第4期消費者基本計画(案)」では、「着実な法整備」、「すき間事案への対応」、「地方消費者行政や適格消費者団体への財政支援」などについて、きわめて不十分な記述となっている。これらの課題への対応こそ、「消費者行政の司令塔」として消費者庁に期待されるものであると考える。計画全般を通じて、国民の消費生活の安全・安心のために必要な施策がフォローされた内容とすべきである。